

学校感染症について（府中市）

学校感染症にかかった場合

『学校保健安全法が定める学校感染症』と医師から診断があつた場合は出席停止となります。必ず医療機関を受診してください。医師の許可がでるまで、登校を見合わせてください。欠席扱いにはなりません。医師の登校許可が出て登校する際には、子どもを通して書類を学校に提出してください。

1 次の感染症に罹患した場合

「登校許可証」を医療機関に提出し医師からの証明を受けてください。

「登校許可証」(3枚綴り)は、直接担任または養護教諭に連絡し、受け取るようお願いします。

百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふく) 風疹(三日ばしか)

水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 流行性角結膜炎

腸管出血性大腸菌感染症(O-157 など) 急性出血性結膜炎

溶連菌感染症 マイコプラズマ肺炎 ヘルパンギーナ

感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症など) 髄膜炎菌性髄膜炎

2 インフルエンザに罹患した場合

『登校連絡票(インフルエンザ)』をご提出ください。

書類は学校にありますのでご連絡ください。学校HPからもダウンロードできます。

3 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

『登校連絡票(新型コロナウイルス感染症)』をご提出ください。

書類は学校にありますのでご連絡ください。学校HPからもダウンロードできます。

4 上記以外の学校感染症に罹患した場合

医療機関を受診し、医師の診断を受け、その結果を学校にご連絡ください。